

◆◆◆◆ 消費生活センターだより

お試しのつもりが定期購入に？

消費生活センター
☎443-9078

健康食品や化粧品などの定期購入で、解約や返品ができないトラブルが起きています。

【事例】

インターネットの通信販売で健康食品を購入した。割引価格だったので、1回だけ試すつもりで注文したところ、同じ商品が翌月にも送られてきた。広告を再度確認すると、「3回以上の定期購入が条件」と書かれていた。解約や返品はできるのか？



【アドバイス】

- ◇通信販売には、クーリング・オフ制度はありません。
 - ◇健康食品などの通信販売で、「初回」「モニター」「お試し」などの割引を行っている場合がありますが、定期購入が条件で期間中は解約ができない契約が増えています。
 - ◇購入前に、ホームページの広告表示や最終確認画面を見て、契約条件や解約・返品ルールをよく確認しましょう。「最終確認画面」には、契約に関する重要な情報が集約されています。返品の可否は、事業者の規約に従うことになります。注文前に必ず契約内容を十分確認しましょう。
 - ◇少しでも不安に思った時は消費生活センターにご相談ください。